

# 農業用廃プラスチックの回収について

農業用廃プラスチック（使用済みビニール及びマルチ等）を焼却・不法投棄する事は法律により禁止されていますので、適正な処理を行うようにお願いします。

回収された廃ビニールは劣化品を除き再生処理、廃ポリは溶鉱炉や火力発電の補助燃料として再利用されています。

再利用促進のために廃プラは畑等に放置せず、回収日に搬入をお願いします。

## 回収日時・場所

◇日 時：平成31年2月8日（金）午前9時～10時まで

◇場 所：成田市役所下総支所 駐車場（車庫前）


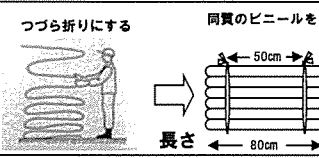




◇負担金：10aあたり500円（マルチの場合）※農政課へ予約時に確認してください。

※負担金は、100円未満は切り上げといたしますので、ご了承ください。

※当日、放射線量の測定を行います。受入基準値0.23マイクロシーベルト/時 以下

## 回収できる廃プラの種類

※梱包方法は裏面をご覧ください。

回 収 対 象 品 目	規格（重さ15kg程度まで）
<p>①農ビ系</p>  <p>○ハウスやトンネル用の塩化ビニールフィルム質のもののみ 糸入り農ビ等は不可</p>	<p>つづら折りにする</p>  <p>同質のビニールを</p>
<p>②ポリ系</p>  <p>マルチ用プラスチックフィルム</p> <p>○マルチ用ポリエチレンフィルム ○ハウスやトンネル用のクリーンテート ○農酢ビや農PO（軟質系）</p>	<p>つづら折り又は枕を利用</p>  <p>※ 専用巻き取り機械によるものも可</p>
<p>③肥料袋 培土袋</p>  <p>プラスチック肥料袋</p> <p>○肥料袋や培土袋</p> <p>処理方法はポリ系に準じます</p>	<p>縦に二つ折りにし、ポリテープで縛る</p> 

## 荷姿及び梱包に関する注意事項

- ①ビニール・ポリ・肥料袋は必ず分別して梱包して下さい。
- ②土砂・水分等は、はたいてから梱包して下さい。また石・金属等は混入させないで下さい。

※廃プラ搬入をご希望される方は回収日前日までに農政課（20-1541）へ事前申込みをお願いします。各支部で申込みをされている方は別途申込みは不要です。初めて回収・処理を希望する方は事前に協議会に登録が必要になりますので、農政課へ連絡をお願いします。

# 廃フラの梱包方法

## ①農ビ系 (ビニール等)



- ◇農ビは再生されるため、下記のとおり梱包願います。
- ◇梱包方法
  - ①農ビを広げ、土砂をはたき、金属等の異物を取り除く。ハト目があるものは、縛り紐や針金が外してあるか確認。
  - ②広げた農ビを幅50cm、長さ80cm程度の大きさになるように、折り重ねる(つづら折り)  
※1梱包の厚さは20cm程度、重さは15kgまでとする。
  - ③両端(2箇所)を同じ材質(農ビを切ったもの)で縛る。  
(縛る紐は、搬入する農ビの端を紐状に切り使用する)
- ◇梱包はひとつひとつに必ず農家登録番号(9桁)を表示して下さい。直接記入できない場合、同じ材質(ビニール)をリボン状にして記入し、添付して下さい。(ハトメや耳の部分は取り除いて下さい)
- ◇梱包は必ず同じ材質のもので縛って下さい。(マイカ線等は不可)  
※登録番号等、不明な場合は成田市農政課(TEL20-1541)までお問い合わせ下さい。

## ②農ポリ系



- ◇農家登録番号の表示は不要です。
- ◇梱包する紐は、出荷等で使用するポリテープも可。
- ◇専用巻き取り機により巻き取ったものは、そのままの状態で結構です。
- ◇ダンゴ状の梱包は不可。  
(状態が確認できるようにして下さい)

## ③肥料袋・培土袋



- ◇農家登録番号の表示は不要です。
- ◇20~30枚程度を重ね、縦長に二つ折りして出荷等に使うポリテープで2箇所縛って下さい。

**注意!**

梱包・搬入方法について不適切なものは  
縛り直しや持ち帰りとなりますので、ご協力をお願いいたします。